

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第七号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第七の循環器・呼吸器病センターの部職員の欄中「及び理学療法士」を「理学療法士及び作業療法士」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県病院局職員給与規程の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。